

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州先端リハビリテーション・ケアクラスター推進機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大分市西鶴崎3丁目7番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、病院施設、職能団体、企業、大学、研究機関、行政等と連携し、地域包括ケアシステムの早期完遂と先端リハビリテーション・ケアの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リハビリテーション・ケアに関する人材育成
- (2) リハビリテーション・ケアに関する機器の開発及び技術の育成
- (3) リハビリテーション・ケアに関する情報ネットの構築
- (4) リハビリテーション・ケアに関する情報誌の刊行
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

<http://www.kyushurehacare.or.jp>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告の方法によ

る公告をすることができない場合は、官報に掲載してする。

(機関)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第3章 会員及び社員

(会員、入社及び種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- ① 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、法人または団体
 - ② 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人、学識経験者、または法人、団体。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人または団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人の者（以下「会員代表者」という）を定め理事長に届け出なければならない
- 3 会員代表者を変更した場合は速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない

(社員の資格の取得)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会費等)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、当法人所定の退会届書を提出し、いつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 正当な理由なく2年間会費を滞納したとき。
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 死亡し、又は社員である団体が解散したとき。
- 四 社員総会において、総社員の半数以上が出席し、出席した社員の3分の2以上の同意があったとき。
- 五 除名されたとき。

(除名)

第12条 会員が次のいずれか一つに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議により当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員及び社員名簿)

第14条 当法人は、正会員、賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の正会員、賛助会員に対する通知又は催告は、会員名簿に又記載した住所又は会員が通知等をすべき場所として届け出た住所に宛てて行うものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 3 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
- 4 賛助会員は、議決権を有しない。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額又はその規定
- 四 各事業年度の計算書類等の承認
- 五 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- 六 合併、事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 七 理事会において社員総会に付議した事項
- 八 定款の変更
- 九 解散及び残余財産の処分
- 一〇 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第17条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決

議に基づき代表理事が招集する。代表理事に事故若しくは支障あるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 3 社員総会を招集するには、会日より2週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項に規定する事項(定款に別段の定めある場合を除く。)は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の目的たる事項について理事又は社員から提案があった場合において、当該提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、他の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合は社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長が署名又は記名押印して、10年間法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第20条の場合も、前項の議事録を作成する。

第5章 理事、監事及び代表理事

(理事及び監事の員数)

第23条 当法人には、次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上10名以内
- ② 監事 2名以内

(選任等)

第24条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってする選任する。ただし、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表理事等)

第25条 当法人は、代表理事1名を理事会の決議により選任する。

2 理事会の決議により副理事2名、常任理事数名を選任することができる。

3 代表理事を、理事長とする。

(理事の職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副理事は、理事長を補佐し、代表理事に事故又は代表権が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

① 自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

② 自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき

③ 当法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

④ 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査報告を作成するほか、理事会に出席し、その職務に関して意見を述べることができる。

①当法人の業務を監査すること。

②当法人の理事及び職員に対して、事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

③監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当の事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

④監事は、前項に規定した場合において、必要があると認めるときは、代表理事に理事会の招集を請求することができる。

請求のあった日から1週間以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(理事及び監事の任期)

- 第28条 理事の任期は選任後2年以内、監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事は、第23条に定める定数を欠くに至ったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

- 第29条 理事又は監事が次のいずれか一つに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。
- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支払基準に従って算定金額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定
- ② 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- ③ 当法人の業務執行の決定
- ④ 理事の職務の執行の監督
- ⑤ 代表理事、副理事、業務執行理事の選定及び解職
- ⑥ 多額の借財
- ⑦ 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第33条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決

議に加わることができる理事（決議について特別の利害関係を有する理事を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をし、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合において、監事が当該提案に異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事が署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

2 第36条の場合も、前項の議事録を作成する。

第7章 資産及び会計

（基本財産）

第38条 当法人の基本財産は、社員総会で別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

（事業年度）

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと

する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ⑥ 財産目録
- ⑦ キャッシュフロー計算書

2 前項各号に掲げる書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 社員総会の特別決議
- ② 法人の合併
- ③ 破産手続開始の決定
- ④ 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第44条 当法人の残余財産は、社員総会の決議により当法人の類似の事業を目的とする公益社団法人、特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体等が運営する公益目的の基金等に寄付するものとする。

第9章 委員会及び顧問

(委員会)

第45条 当法人は、事業運営の円滑化、効率化を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問)

- 第46条 当法人は、理事会の決議により顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問に関し必要な事項については、理事会の承認を得て代表理事が定める。

(顧問の職務)

- 第47条 顧問は、専門的知見に基づき代表理事の諮問に答え意見を述べるることができる。

第10章 基金

(基金の募集)

- 第48条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関し募集することができる。

(基金の取扱い)

- 第49条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第50条 拠出された基金は、基金拠出者と合意により定めた期日までは返還しない。

(基金返還手続)

- 第51条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する範囲内で「基金取扱規程」に従い行うものとする。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 52 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 1 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 2 事務局長等の役職職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て定める。

第 12 章 附 則

(設立時理事及び監事並びに設立時代表理事)

第 54 条 この法人の設立時理事及び監事並びに設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事

森 照明
岡 敬二
今戸 啓二
畑 洋一
井野邊純一
佐藤 和子
高森 聖人
吉村 次生

設立時監事

北迫 秀文

設立時代表理事

森 照明

(定款に定めのない事項)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上のとおり、一般社団法人九州先端リハビリテーション・ケアクラスター推進機構を設立のため、設立時社員森照明ほか7名の定款作成代理人である司法書士大津鎮男は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成28年7月27日

設立時社員 森 照明
設立時社員 岡 敬二
設立時社員 今戸 啓二
設立時社員 畑 洋一
設立時社員 井野邊純一
設立時社員 佐藤 和子
設立時社員 高森 聖人
設立時社員 吉村 次生

上記発起人の定款作成代理人

大分市三佐三丁目8番24号

司法書士 大津 鎮男

(登録番号 大分 第275号)